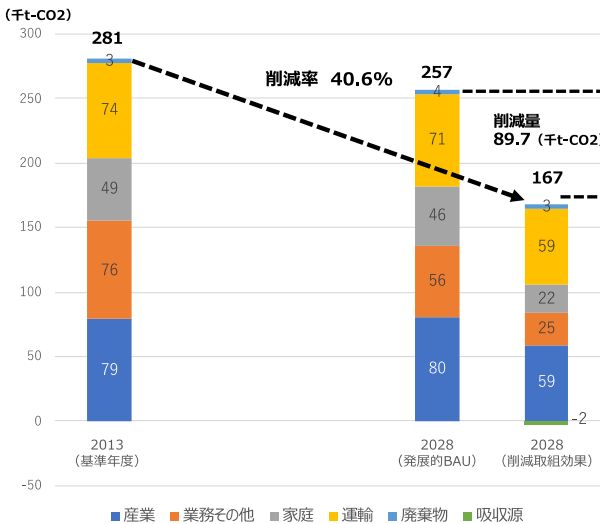


4. ゼロカーボンシティの実現(中央市地球温暖化対策実行計画)

2028年度の削減目標と施策(中央市地球温暖化対策実行計画〈区域施策編〉)

本市全体の温室効果ガス削減の目標年度の設定については、本計画の計画年度が2024(令和5)年度から2028(令和10)年度であることから、温室効果ガス削減目標の目標年度も2028年度とし、国の削減目標(2030年度までに2013年度比46%削減)に準じて、本市の削減目標を設定することとします。

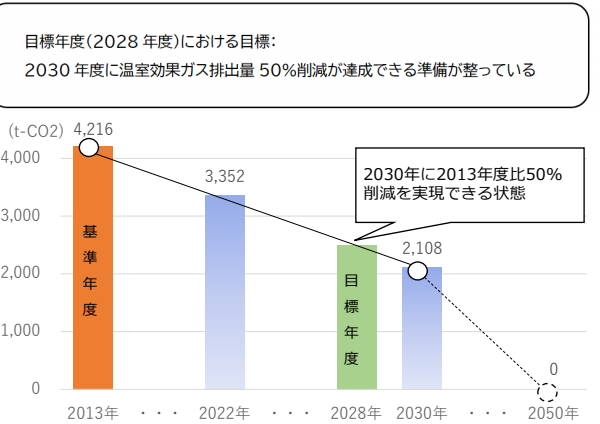


本市の2028(令和10)年度における温室効果ガス削減目標は、再生可能エネルギー導入の促進、省エネルギーの推進により、2013(平成25)年度を基準として41%の削減を目指します。

基本目標	基本施策	施策展開の方向性
2030年ゼロカーボンシティを実現する	(1)再生可能エネルギーの創出・活用	① 再生可能エネルギーの地産地消 ② 水素エネルギーの利用促進
	(2)省エネルギー化の促進	① 建築物・産業のエネルギー高効率化の促進促進 ② 自動車の電動化の普及促進 ③ 環境配慮型の生活様式の普及
	(3)資源の有効活用の促進	① 廃棄物の発生抑制 ② リサイクルの推進 ③ サーキュラー・エコノミーの実現
	(4)ゼロカーボンシティ実現を支える仕組み	① 環境活動を通じた地域活性化 ② 多様な地域主体の連携促進

2028年度の削減目標と施策(中央市地球温暖化対策実行計画〈事務事業編〉)

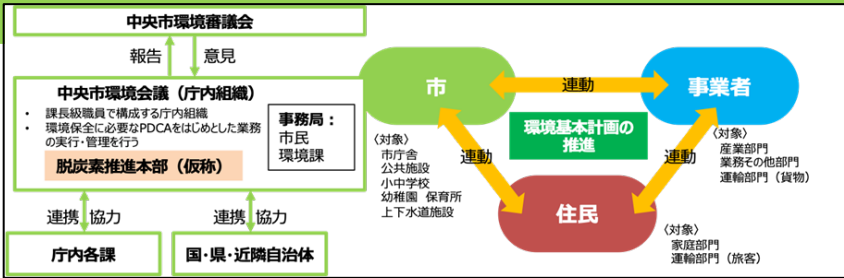
本市が実施している事務及び事業における温室効果ガス排出量削減の取り組み対象とする施設は、基本的に本市が所有・管理する全施設です。本市事務事業における温室効果ガスの排出は、その86%が電気の使用に起因しています。したがって本市では、照明のLED化など、電気利用の省エネ化を進めていくとともに、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用を積極的に進めていきます。



基本施策	施策展開の方向性	施策
4-(1) 再生可能エネルギーの創出・活用	4-(1)-① 再生可能エネルギーの地産地消	① 太陽光発電設備の導入
		② 地中熱利用設備の導入
		③ 地域で発電された太陽光発電の買取
		④ 低炭素電力の調達
4-(2) 省エネルギー化の促進	4-(2)-① 建築物・産業のエネルギー効化の促進	⑤ 建築物の省エネルギー化推進
		⑥ 照明設備のLED化推進
		⑦ 高効率な省エネルギー機器への更新
	4-(2)-② 自動車の電動化の普及促進	⑧ 公用車の電動化推進
	4-(2)-③ 環境配慮型の生活様式の普及	⑨ 徹底的なエネルギー管理の推進

5. 計画の推進と進捗管理

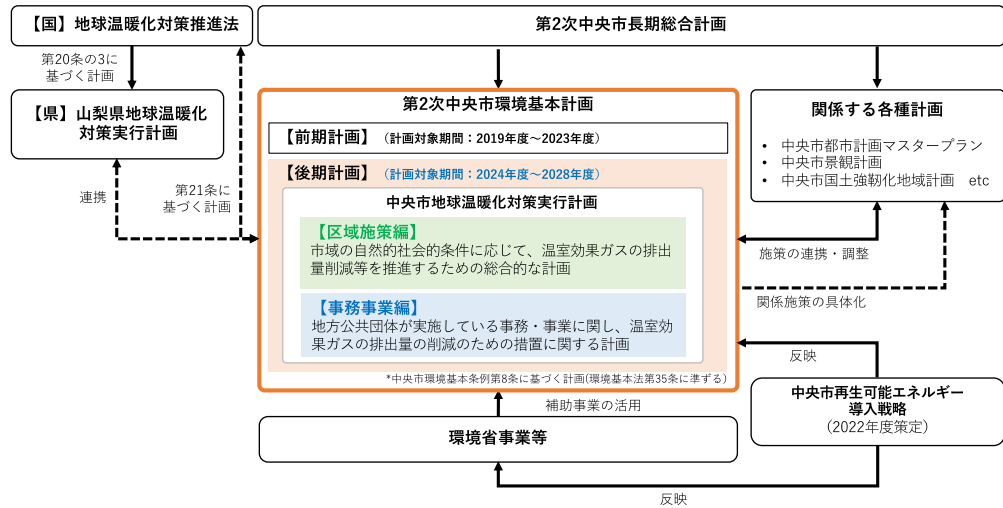
本計画の推進体制は基本的に前期計画を踏襲しますが、中央市役所内に、新たに「脱炭素推進本部」を設置し、脱炭素推進に必要な、PDCA等業務の実行・管理を行います。



第2次中央市環境基本計画 後期計画 ー概要版ー

1 基本的事項

計画の位置付け



計画の対象(地域の範囲／環境の定義)

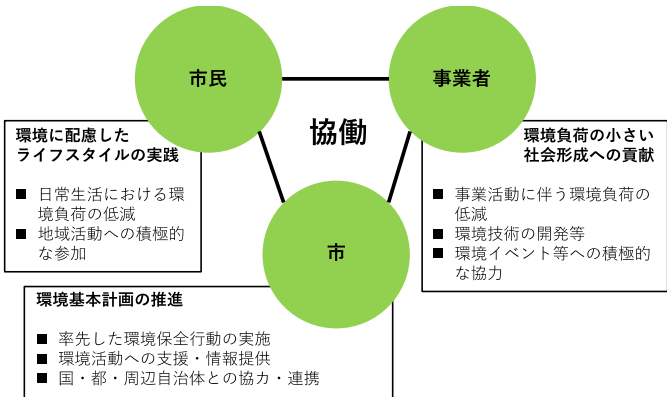
●地域の範囲

本計画の対象とする地域は、本市全域を基本とします。また、必要に応じて、河川の流域の問題など国、県及び周辺自治体との連携が必要な項目については、関係機関と協力し取り組みを進めます。

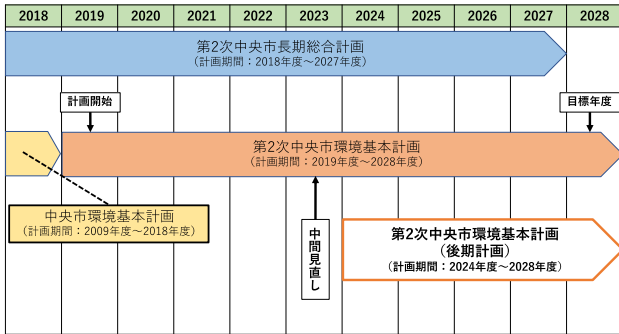
●環境の定義

環境の定義	説明
地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊、エネルギー等の市全域に影響を与える地球規模の環境問題及び日常生活や事業活動に起因して生じる広域的な環境への影響に関する事項。
自然環境	市民を取り巻く環境のうち、動植物及び森林、山岳、湖沼、河川、公園など動植物の生息地。
都市環境	市民を取り巻く環境のうち、住宅・ビルなどの建造物や道路・公園などの都市基盤施設及びこれらによって構成される都市の安全性並びに歴史・文化的資源。
生活環境	市民の日常生活や事業活動により発生するごみや資源、水質汚濁や大気汚染などの問題及び居住空間・災害対策などの地域社会に関する事項

計画の担い手



計画期間・目標年度



2. 計画の目標・基本目標・目指す方向(方針)

基本理念

本計画は「中央市環境基本条例」で定められた基本理念に基づき策定するものとします。その上で、本計画の上位計画である「中央市長期総合計画」で定める基本構想から、市のあるべき環境像を次のとおりとします。

目指す

環境像

快適で健やかに暮らせる **持続可能な**生活文化都市

基本目標と目指す方向(方針)

本計画では、基本理念に基づいて将来的な中央市の在り方を示す望ましい将来像である「快適で健やかに暮らせる 持続可能な生活文化都市」を実現するための目標として、4つの基本目標を設定します。

「基本目標」とは、本市の環境基本条例で定める「基本理念」および本市が策定する各種計画の最上位に位置する「第2次中央市長期総合計画」に示される、本市の「まちづくりの将来像」を環境保全の視点から実現するための方向性を示すものです。

基本目標	目指す方向(方針)
基本目標1: 人と資源が ふれあうまち	本市の地形構造や土地利用の特性から、ふるさとの住み良い環境を損なうことのないよう、豊かな自然環境と共生し、農の風景の象徴である農地を守り、都市化の進む地域の適正な土地利用を誘導するなど、各エリア(田富・玉穂・豊富各地区)の特性に応じた計画的な土地利用を推進します。
基本目標2: 快適で健康な 生活環境があるまち	市民が快適で住みやすいまちづくりを目指して、交通環境の整備や景観に配慮した土地利用による住環境の充実を進める一方で、豊かな自然を守るために、生活環境の保全や資源循環型社会の推進に取り組みます。 また、本市では、市民・事業者・関係団体との連携を進め、大気汚染・水質汚濁物質の排出抑制、不法投棄、野焼きの防止、騒音・振動・悪臭の防止、気候変動への対応に取り組みます。
基本目標3: 環境活動に 協働で取り組むまち	地球環境を守るためには私たち誰もが率先して環境活動に取り組む必要があります。多岐にわたる環境課題の解決のためには行政だけでは対応が困難な課題も多いのが実状です。そのために、市民と事業者が協働して課題解決に向けた取り組みが行えるような仕組みを構築します。
基本目標4: 2050年 ゼロカーボン シティを 実現するまち	地球温暖化は、世界規模での対応が求められている喫緊の課題です。我が国においても、集中豪雨や台風等による自然災害の激甚化が近年顕著になってきています。 こうした状況から、本市では「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、二酸化炭素排出量の2050年までの実質ゼロ化に向けて、省エネルギーへの取り組みと、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入を推進します。 併せて、行政と市民や事業者など多様な地域主体が連携・協働して、環境配慮型の生活様式の普及や、新たな環境ビジネスを創出する環境づくりに取り組みます。

3. 施策の展開

※施策の方向性に基づく市の役割のみを記載
(事業者、市民の役割は計画書を参照してください)

基本目標1:人と自然がふれあうまち

基本施策(1) 都市景観と農村景観の調和がとれた まちづくりを推進します	基本施策(2) 公園整備、緑地の保全、 緑化を推進します
①緑化の推進	①公園の整備と管理
②農地・森林の保全と活用	②緑化の推進・景観の保全
③農林業の地産地消の推進	
	基本施策(3) 自然環境を保全し、 次の世代に引き継ぎます
	①身近な自然環境を保全、自然とのふれあいの推進
	②生物多様性の確保

基本目標2:快適で健康な生活環境があるまち

基本施策(1) 大気汚染物質・水質汚濁物質の排出抑制対策を推進 します	基本施策(3) 騒音・振動・悪臭の防止を推進します
①大気汚染物質の排出抑制策の推進	①公害防止対策の推進
②水質汚濁物質の排出抑制の推進	②野焼き防止の啓発推進
③生活排水対策の推進	
基本施策(2) 不法投棄・野焼きの防止を推進します	基本施策(4) 気候変動への適応策の強化を推進します
①不法投棄廃棄物の削減	①熱中症対策の推進
②野焼き防止の啓発推	②災害時等への対策強化
	③地下水資源の保全と活用

基本目標3:環境活動に協働で取り組むまち

基本施策(1) 環境活動の活性化を推進します	基本施策(2) 環境教育・学習を推進します
①環境活動の推進	①学校等における環境学習の推進
②環境負荷低減化への行動啓発	②民間における環境学習の実施支援
	③環境情報・環境データの提供

基本目標4:2050年ゼロカーボンシティを実現するまち

基本施策(1) 再生可能エネルギーの創出・活用します	基本施策(2) 省エネルギー化を促進します	基本施策(3) 資源の有効活用を促進します	基本施策(4) ゼロカーボンシティ実現を支える仕組みづくりを 推進します
①再生可能エネルギーの地産地消	①建築物・産業のエネルギー高効率化の促進	①廃棄物の発生抑制	①環境活動を通じた地域活性化
②水素エネルギーの利用推進	②自動車の電動化の普及促進	②リサイクルの推進	②多様な地域主体の連携促進
	③環境配慮型の生活様式の普及	③サーキュラー・エコノミーの実現	